

第106号議案

島根県核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第3条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第4条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額によって、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- (1) 発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画の認可（以下「廃止措置計画の認可」という。）を受けた同項に規定する廃止措置計画（第7条第3項において「認可を受けた廃止措置計画」という。）に係るものを除く。）への核燃料の挿入

価額割額

(2) 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 出力割額

2 前項第1号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

(1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定による使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（第3項において「使用前検査合格日」という。）

(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の16第2項に規定する定期事業者検査（以下この号及び次項において「定期事業者検査」という。）の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該発電用原子炉の定期事業者検査が終了した日

(3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

3 第1項第2号の発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業は、発電用原子炉を新規に設置した場合には、使用前検査合格日の翌日から起算して34月を経過した日又は定期事業者検査の期間内に核燃料の装荷が行われた定期事業者検査のうち最初の定期事業者検査が終了した日のいずれか早い日に開始されたものとする。

（課税期間）

第5条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とする。

(1) 4月1日から6月30日まで

(2) 7月1日から9月30日まで

(3) 10月1日から12月31日まで

(4) 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期

間を一の課税期間とみなす。

(1) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第3項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされた場合（第3号の場合を除く。）

同項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされた日（以下この項において「開始日」という。）から当該開始日の属する前項に規定する期間の末日まで

(2) 前項各号に掲げる各期間の中途において、廃止措置計画の認可を受けた場合（次号の場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する同項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から同項に規定する期日の末日まで

(3) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第3項の規定により運転及び廃止に係る事業が開始されたものとされ、かつ、廃止措置計画の認可を受けた場合 開始日から廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで

（課税標準）

第6条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（発電用原子炉への当該核燃料の挿入に対して既に核燃料税が課され、又は課されるべきであつたものを除く。）の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

3 第1項の発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第2項第3号の熱出力（原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更後の熱出力）とする。

4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の発電用原子炉の熱出力は、

当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(税率)

第7条 価額割の税率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

(1) 第4条第2項第1号に掲げる核燃料の挿入の場合 100分の17

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 100分の8.5

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、41,100円とする。

3 発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合における出力割の税率は、前項の規定にかかわらず、その廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月以後においては、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、63,000円とする。

(徴収の方法)

第8条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第9条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して2月(第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第10条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第12条 核燃料税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第4条第1項の表中

「

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
-------	-------------------------

」

とあるのは

「

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
核燃料税	発電用原子炉の所在地

」

と、同条例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県核燃料税条例（令和元年島根県条例第 号）若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、前項の規則で定める日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

- 3 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。附則第6項において「改正法」という。)附則第7条第1項の規定の適用を受ける発電用原子炉(最初の核燃料の装荷が行われていないものに限る。)に対する第4条第2項第1号の規定の適用については、同号中「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日」とあるのは、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第3条の規定による改正前の原子炉等規制法第43条の3の11第1項の規定による使用前検査に合格した日」とする。

(有効期限等)

- 4 この条例は、施行日から起算して5年間(次項において「適用期間」という。)その効力を有する。

- 5 この条例は、適用期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

(調整規定)

- 6 施行日が改正法の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における

第4条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第2項第1号	第43条の3の11第3項の規定による使用前事業者検査に係る原子力規制委員会の確認を受けた日又は	第43条の3の11第1項の規定による使用前検査及び
	に合格した日のいずれか遅い日	の全てに合格した日
第4条第2項第2号	第43条の3の16第2項に規定する定期事業者検査（以下この号及び次項において「定期事業者検査	第43条の3の15の規定による施設定期検査（以下この号及び次項において「施設定期検査
	定期事業者検査が	施設定期検査が
第4条第3項	定期事業者検査	施設定期検査